

# 2月1日(火)から3月15日(火)まで 町県民税と 申告相談が 始まります

**平成22年分所得税の確定申告と平成23年度分町県民税の申告相談が次の日程で始まります。**今回の申告は平成23年1月1日現在、美郷町に住所がある方で、平成22年1月1日から12月31日までの所得が対象となります。

行政区ごとに指定された期日、会場にお越しください。  
**期 間**●2月1日(火)～3月15日(火)  
**日 程**●左のページの日程表をご覧ください。  
**時 間**●午前の部：午前9時～正午 / 午後の部：午後1時～4時  
**会 場**●[千畑地区] 美郷町役場 3階大会議室  
 [六郷地区] 美郷町中央ふれあい館(旧清水苑) 1階第1会議室  
 ※六郷地区は昨年と会場が違いますので、ご注意ください。  
 [仙南地区] 美郷町南ふれあい館(旧仙南交流センター) 1階学習室

■申告相談は指定された日時にお越しください  
 申告相談は原則として行政区ごとに指定された期日、会場にお越しください。指定された期日、会場以外でも申告相談を受け付けますが、**休日相談日と六郷会場の3月の相談日は毎年大変混み合います。**早めの申告をお勧めします。

■平日に都合のつかない方は休日相談へ  
 休日相談日を設けています。

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 2月20日(日) | 六郷会場 美郷町中央ふれあい館 |
|          | 仙南会場 美郷町南ふれあい館  |
| 2月27日(日) | 千畑会場 美郷町役場      |

■2月21日(月)は通常業務日とするため、申告相談は行いません。

■3月15日(火)は申告書整理日です。  
 税務署へ申告書を送付するための整理日となりますが、申告相談は千畑会場で受け付けます。

■申告相談の受付について  
 申告相談の受付は番号札による順番制で行います。各会場に用意している番号札を1人1枚お取りになって、担当する職員が呼び出すまで控室でお待ちください。各日の受付予定人数は午前の部が30人(または35人)、午後の部が午後4時までに番号札をお取りになった方までとなります。その日の混み具合によっては午前中にお越しいただいた方でも午後の番号札しか残っていない場合もあります。また、番号札による人数制限をさせていただくことがあります。お待ちいただく時間が長く、ご迷惑をおかけする場合があります。あらかじめご了承ください。なお、各会場の番号札の交付開始時間と場所は下記のとおりです。

【各会場の番号札交付開始時間と交付場所】

| 会 場  | 時 間    | 場 所                              |
|------|--------|----------------------------------|
| 千畑会場 | 7:30～  | 美郷町役場正面玄関ホール(8:00以降は庁舎3階申告会場入り口) |
| 六郷会場 | *8:30～ | 美郷町中央ふれあい館 正面玄関ホール               |
| 仙南会場 | *8:30～ | 美郷町南ふれあい館 正面玄関ホール                |

※交付開始時間が昨年と変更になっています。

## 日 程 表

| 月日    | 曜日 | 千畑地区(美郷町役場)     | 六郷地区(美郷町中央ふれあい館) | 仙南地区(美郷町南ふれあい館)    |
|-------|----|-----------------|------------------|--------------------|
| 2月 1日 | 火  | 一丈木、下畑屋         | 千畑会場へお越しください     | 千畑会場へお越しください       |
| 2日    | 水  | 上畑屋             | //               | //                 |
| 3日    | 木  | 千屋北部、千屋南部       | 他会場へお越しください      | 後三年、新田             |
| 4日    | 金  | 千屋中部、中野         | //               | 元村、四ツ谷、下夕堰、菅谷地、笹巻  |
| 7日    | 月  | 小荒川、湯竹          | //               | 本田、八掛・熊堂、石柳        |
| 8日    | 火  | 土崎南部、大坂         | //               | 今泉、大久保             |
| 9日    | 水  | 大柳、大畑、善元寺       | //               | 百目木、上千間谷地、下千間谷地、釜蓋 |
| 10日   | 木  | 土崎北部            | //               | 町田、鶴水、上森沢、下森沢      |
| 14日   | 月  | 本堂東部            | //               | 山本、谷地川             |
| 15日   | 火  | 本堂中部、本堂西部       | //               | 中島・藤原、橋本           |
| 16日   | 水  | 黒沢              | //               | 御前、万願寺             |
| 17日   | 木  | 他会場へお越しください     | 押切紀の国、細筑、荒川、七滝   | 上中野町、下中野町、佐野       |
| 18日   | 金  | //              | 雀柳、北雀柳、中通り、野中    | 天神堂、扇田             |
| 20日   | 日  | //              | 【六郷地区で平日に来られない方】 | 【仙南地区で平日に来られない方】   |
| 22日   | 火  | //              | 関田、四ツ屋、明田地、中村    | 上深井、都野             |
| 23日   | 水  | //              | 大町、荒町            | 駅前                 |
| 24日   | 木  | //              | 上町、古町、東高方町       | 南町、川原保、金沢谷地中       |
| 25日   | 金  | //              | 新町               | 中関、上前郷、中前郷、下前郷     |
| 27日   | 日  | 【全地区で平日に来られない方】 | 千畑会場へお越しください     | 千畑会場へお越しください       |
| 28日   | 月  | 仙南会場へお越しください    | 仙南会場へお越しください     | 石神、森先              |
| 3月 1日 | 火  | 他会場へお越しください     | 西高方町、琴平          | 野際                 |
| 2日    | 水  | //              | 本館、大荒田、浮池、遠槻     | 上野荒町、下野荒町          |
| 3日    | 木  | //              | 赤城、馬町            | 米ノ口、茨島、明田地、長岡森     |
| 4日    | 金  | //              | 米町、中鎌田、下鎌田       | 籠林、寺田              |
| 7日    | 月  | 元本堂南部           | 千畑会場へお越しください     | 千畑会場へお越しください       |
| 8日    | 火  | 元本堂北部           | 旭町、小安門住宅         | 他会場へお越しください        |
| 9日    | 水  | 塚               | 本道町、宝門町、作山       | //                 |
| 10日   | 木  | 善知鳥、外川原         | 上鎌田              | //                 |
| 11日   | 金  | 安城寺上、安城寺下、羽貫谷地  | 千畑会場へお越しください     | 千畑会場へお越しください       |
| 14日   | 月  | 第一暁、第二暁         | //               | //                 |
| 15日   | 火  | 申告書整理日          | //               | //                 |

## 所得税について

- 確定申告が必要な方
- ・農業や営業などの事業を営んでいる方
  - ・地代や家賃収入などの不動産収入がある方
  - ・給与を2カ所以上からもらっていて、年末調整をしていない方
  - ・年末調整をした給与以外の所得が20万円を超える方など

■還付申告ができる方  
 所得税を源泉徴収されている方が対象です。また、還付申告には預金口座番号と源泉徴収票のほか、次の書類が必要です。

- 平成22年中にマイホームをローンで取得した方
  - ・金融機関の年末残高証明
  - ・契約書等
- 高額の医療費を支払った方
  - ・平成22年中に支払った医療費の支払済領収書(医療機関、受診者、月別などに分けて計算してください)
  - ・高額療養費や生命保険などから補てんされた金額が記載された証明書等
- 災害や盗難にあった方 など

所得税の確定申告は大曲税務署(☎0187-62-2191)でも随時受け付けています。また、自宅で簡単にできる電子申告「e-Tax(イータックス)」が大変便利です。役場税務課内に「e-Tax」が利用できる専用のパソコン(カードリーダー付き)を設置しますので、ぜひご利用ください。

## 町県民税について

- 申告が必要な方  
**下記の①②以外の方は町県民税の申告が必要です。**
- ①給与所得のみで、勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方
  - ②所得税の確定申告をした方  
 所得税の確定申告をした方は町県民税の申告もしたとみなされます。

### 申告に必要なもの

#### 印鑑を必ずお持ちください

- 給与所得・年金所得がある方
  - ・支払先からの源泉徴収票
  - ・控除を受けるための証明書または領収書
- 事業所得(営業・農業・不動産)がある方
  - ・収支計算内訳書または帳簿など
  - ・償却資産を購入した場合は、その領収書等
  - ・農産物の出荷証明書等
  - ・必要経費として計上する支払証明書等
  - ・控除を受けるための証明書または領収書

※「農業用収支計算ノート」は、お近くのJA等で購入していただくか、町ホームページからダウンロードしてください。(役場、出張所では配布していません)

## そのほか次の点にご注意ください

- ①町県民税の申告が必要と思われる方には申告書を送付しますので、送付された書類を確認し申告してください。送付した申告書は前回の申告内容等から判断していますので、今回申告書が送付されない方についても、収入の状況によっては申告が必要となる場合があります。
- ②税務署から申告書が送られる方には町県民税の申告書は送付しませんので、日程表を確認して会場にお越しになるか、税務署で申告をしてください。また、前回「e-

Tax)を利用された方には税務署から申告書が送付されませんので、引き続き「e-Tax」をご利用ください。  
 ③収入が遺族年金、障害年金や雇用保険などの非課税所得のみの方でも、国民健康保険に加入している場合は必ず申告してください。(国民健康保険税などに影響します)  
 ④申告書が送付されなくても、医療費控除など各種控除を受けるための申告はできますので、必要な書類を持参して会場へお越しください。

問い合わせ●町税務課 課税班 ☎0187-84-4902(内線1302・1304)